

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出【総務市民局地域・人づくり部地域振興課】 2
- 徴収事務の委託（5件）【都市ブランド創造局総務文化部文化企画課】 3

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】 8
- 委託契約に係る一般競争入札の公告【財政・変革局税務部固定資産税課】 9

北九州市告示第 2 1 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、認可地縁団体から次のとおり告示事項の変更の届出があった。

令和 6 年 4 月 2 3 日

北九州市長 武 内 和 久

1 認可地縁団体の名称

若松区第西 2 9 区安屋自治会

2 代表者の変更

変更前後の別	代表者の氏名	代表者の住所
変更前	是松博視	北九州市若松区大字安屋 2 2 9 4 番地 1
変更後	大庭豊明	北九州市若松区大字安屋 1 6 7 5 番地 7

3 変更年月日

令和 6 年 4 月 7 日

北九州市告示第 2 1 6 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市立旧百三十銀行ギャラリーにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 2 3 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
旧百三十銀行ギャラリー管理運営共同事業体 代表企業 公益財団法人北九州活性化協議会	北九州市小倉北区古船場町 1 番 3 5 号北九州市立商工貿易会館 6 階	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 1 7 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市立戸畑市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 2 3 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
社会福祉法人北九州市 社会福祉協議会	北九州市戸畑区汐井町 1 番 6 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日ま で

北九州市告示第 2 1 8 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市立門司市民会館及び北九州市立若松市民会館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 2 3 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
共同企業体グループ A 2 K 代表企業 朝日建物管 理株式会社 九州支店	北九州市小倉北区室町 一丁目 1 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日ま で

北九州市告示第 2 1 9 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州芸術劇場、北九州市立響ホール及び北九州市立大手町練習場における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 2 3 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市 芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町 一丁目 1 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日ま で

北九州市告示第 2 2 0 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 3 項の規定により、北九州市立黒崎文化ホールにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 6 年 4 月 2 3 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社黒崎コミュニ ティサービス	北九州市小倉北区米町 二丁目 2 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 3 1 日ま で

北九州市公告第 273 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 6 年 4 月 23 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区徳力二丁目 7 1 2 番 1、7 1 2 番 1 2、7 1 6 番 1、7 1 6 番 1 3、7 1 6 番 1 4、7 1 6 番 1 7 から 7 1 6 番 2 1 まで、7 4 0 番 1、7 4 0 番 3、7 4 1 番 1、7 4 1 番 2、9 1 7 番 1 から 9 1 7 番 5 まで、9 1 7 番 7 から 9 1 7 番 3 0 まで、9 1 7 番 3 2 から 9 1 7 番 5 3 まで、9 1 7 番 5 5 から 9 1 7 番 7 0 まで及び無番のうち並びに企救丘五丁目 8 9 8 番 1 1 8 のうち及び 8 9 8 番 1 3 0	北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号 株式会社 海王 代表取締役 竹下晃平

北九州市公告第274号

一般競争入札により、委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月23日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 北九州市令和9基準年度固定資産（土地）評価替えに伴う路線価等付設業務（令和6年度～令和8年度分）
- (2) 履行の内容等 仕様書等で定めるとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので、提案に係る技術、実績等に関する書類及び入札書を提出すること。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「物品有資格業者名簿」という。）に記載され、「A」又は「B」の等級に格付けされていること。
- (3) 北九州市測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第60号）第7条第1項の有資格業者名簿（以下「測量コンサル有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (4) 物品有資格業者名簿及び測量コンサル有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内にあること。
- (5) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

- (6) 国税（法人税及び消費税等）に過去3年（事業年度）未納の税額がないこと。
- (7) 物品有資格業者名簿の営業種目として、「ソフトウェアの開発」、「統計・計算の受託処理」又は「その他」のいずれかを登録していること。
- (8) 測量コンサル有資格業者名簿の業務内容として、「不動産鑑定評価」を登録していること。
- (9) 平成30年4月1日から令和6年3月31日までに、東京都又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。）で本業務と同種の業務受託実績を有すること。
- (10) 不動産鑑定士を雇用（顧問契約も含む。）していること。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方式

ア 総合評価は、加算方式とする。

イ 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

ウ 技術評価点は、次の（ア）から（エ）までの評価項目ごとの評価によって加算する。

- (ア) 業務実施体制
- (イ) 業務受託実績
- (ウ) 事前業務質問
- (エ) プレゼンテーション

エ 価格評価点は、各入札者の入札金額に応じ得点を与える。

オ 技術評価点及び価格評価点の配点は、次のとおりとする。

- (ア) 技術評価点 200点
- (イ) 価格評価点 100点

(2) その他総合評価に関する詳細については、次項第3号の実施要領等による。

4 実施要領等の交付場所及び日時等

(1) 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市財政・変革局税務部固定資産税課

(2) 期間 この公告の日（以下「公告日」という。）から令和6年5月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の

毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 実施要領等の交付方法 第1号の場所において無償で交付する。

5 入札参加申出書等の提出物

この公告に係る一般競争入札に参加しようとする者は、実施要領等の交付を受けた上で所定の期日までに入札参加申出書等を北九州市財政・変革局税務部固定資産税課へ提出しなければこの入札に参加できない。

(1) 提出書類

入札参加申出書等

(2) 提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 公告日から令和6年5月10日まで（日曜日等を除く。）

の毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 提出場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政・変革局税務部固定資産税課

ウ 提出方法 持参するものとする。

(3) その他

提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

6 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎6階63会議室

(2) 日時 令和6年6月5日午後1時30分

7 入札の場所及び日時

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

(2) 日時 令和6年6月17日午後1時30分

8 プレゼンテーションの場所及び日時

(1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎6階63会議室

(2) 日時 令和6年6月24日午後1時30分

9 落札者の決定方法

(1) 入札者に総合評価のための書類をもって申込みをさせ、プレゼンテーションを実施し、総合評価を行う。

(2) 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で入札した者で、第3項第1号イの評価値の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者によるくじ引きで落札者を決定する。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 提出書類等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 落札者の決定までに入札参加資格を失った者がした入札

オ その他入札の条件に違反した入札

(4) その他

本業務委託に係るその他入札に関する条件は、実施要領等による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市財政・変革局税務部固定資産税課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2035

FAX 093-582-8611